

島根県高等学校等専攻科修学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県立高等学校等の専攻科の生徒への修学支援について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）は、次条の要件を満たす者に対して、授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給要件)

第3条 専攻科支援金は、島根県立高等学校等の専攻科に在籍する生徒であって次の各号の全てに該当する者に支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者。
- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科に通う者。

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から支援の対象としない。

- (1) 退学・停学（三ヶ月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月から
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
翌年度の四月から
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者
翌年度の四月から

3 校長は、翌年度も引き続き専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が前項の（1）～（3）に該当しないことを様式第2号により4月30日までに報告しなければならない。

(保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者)

第4条 前条第1項第4号で定める保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者とは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満であること。

(支給限度額)

第5条 支給限度額は、月額9,900円とする。

- 2 専攻科支援金の支給期間は、最大24月とする。

(申請手続き)

第6条 専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書（様式第1号）に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

ただし、別の方法により、生徒本人の受給の意思及び支給要件を確認することとした場合はこの限りではない。

（受給資格者の決定）

第7条 教育長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請を審査し、受給資格認定通知書（様式第3号）または受給資格不認定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（収入状況の届出）

第8条 受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、課税証明書等を添付した「保護者等の収入に関する事項」に係る届出書（様式第1号）を提出しなければならない。

ただし、別の方法により所得要件を確認することとした場合はこの限りではない。

（支給）

第9条 専攻科支援金の支給停止申出書、支給停止通知書、支給再開申出書、支給再開通知書及び支給決定（予定）通知書、の様式はそれぞれ様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号、様式第13号とする。

2 前6条及び前項の規定とするもののほか、専攻科支援金の支給については、就学支援金の支給の例による。

（実績証明）

第10条 専攻科支援金の支給実績証明を求める者は、支給実績証明書発行申請書（様式第11号）により申請しなければならない。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。